

# 世田谷区監査基準

令和2年2月13日  
監査委員決定

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第198条の3第1項の監査基準であって、法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の規定に基づき、世田谷区監査委員(以下「監査委員」という。)が行うこととされる監査、検査、審査その他の行為に関し、監査委員がよるべき基本的な事項を定めるものとする。

### (適用)

第2条 この基準は、法及び健全化法の規定により監査委員が行うこととされる監査、検査、審査その他の行為のうち次に掲げるものに適用する。

定期監査 法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

随時監査 法第199条第1項、第2項及び第5項の規定による監査

財政援助団体等監査 法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定による監査

工事監査 区の施行に係る建築、土木その他の工事を対象とする随時監査

例月出納検査 法第235条の2第1項の規定による検査及びこれに合わせて行う随時監査

決算等審査 法第233条第2項及び法第241条第5項の規定による審査並びにこれに合わせて行う随時監査

健全化判断比率審査 健全化法第3条第1項の規定による審査

2 監査委員は、法の規定により監査委員が行うこととされる監査、検査、審査その他の行為のうち前項各号に掲げるもの(以下「監査等」という。)以外のものについては、法の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み実施するものとする。

### (監査等の目的)

第3条 監査等は、区の行財政運営の適正性及び透明性の向上に寄与し、もって、区政への信頼の確保に資することを目的とする。

### (監査等の観点)

第4条 監査等の観点は、次に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

定期監査 財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令

に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

随時監査 前号に規定する事項

財政援助団体等監査 区が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、区が出資している団体、区が借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、区が受益権を有する信託の受託者及び区が公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること及び第1号に規定する事項

工事監査 区の施行に係る建築、土木その他の工事に関する第1号に規定する事項

例月出納検査 会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること及び第1号に規定する事項

決算等審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること及び基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

健全化判断比率審査 健全化判断比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

## 第2章 一般基準

(倫理規範)

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則りその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第6条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払いその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第7条 監査委員は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽<sup>さん</sup>に努めるものとする。

(質の管理)

第8条 監査委員は、この基準に則り、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、そのために、世田谷区監査事務局(以下「事務局」という。)の職員を適切に指揮し、及び監督するものとする。

2 監査委員は、事務局の職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則して

遂行されるよう、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽<sup>さん</sup>に努めさせるものとする。

( 監査調書 )

第 9 条 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

### 第 3 章 実施基準

( 監査計画 )

第 10 条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査等の結果、監査等の結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査計画は、監査基本計画及び監査等の種類毎の実施計画とし、それぞれ次に掲げる事項を定める。

監査基本計画 監査等の基本方針、種類、時期等

実施計画 監査等の種類、対象、日程、実施体制、着眼点等

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化したとき又は監査等の実施過程で新たな事実を発見したときは、必要に応じて適宜、監査計画を変更するものとする。

4 監査計画の策定及び変更は、監査委員の合議による。

( リスクの識別と対応 )

第 11 条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

( 内部統制に依拠した監査等 )

第 12 条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況を斟酌するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

( 監査等の実施手続 )

第 13 条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査委員は、監査計画で定めるところにより、事務局の職員に命じ、又は、高度の専門的な知識若しくは技術を有する者に委託して、予備的な監査等を行わせることができる。

3 監査委員は、監査等の実施に際しては、あらかじめ、監査等の対象機関等に対し、監査等の種類、期日、場所等を通知するものとする。ただし、緊急を要し、通知をする時間的余裕がないときは、この限りでない。

4 監査委員は、監査等の実施に当たっては、情報通信技術の積極的な活用に努めるものとする。

5 監査等の実施過程は、公開しない。

(監査等の証拠入手)

第14条 監査委員は、監査等の結果を形成するために必要かつ十分な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じたとき又は新たな事実を発見したときは、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(監査等の有機的な連携及び調整)

第15条 監査委員は、監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(他者情報の活用)

第16条 監査委員は、区長等が行う監査等に類似する調査、指導等について、必要に応じて、情報を収集し、これを活用することで、効率的かつ効果的な監査等の実施に努めるものとする。

#### 第4章 報告基準

(監査結果の報告等の作成及び提出)

第17条 監査委員は、定期監査、随時監査、財政援助団体等監査及び工事監査に係る監査の結果に関する報告(以下「監査結果の報告」という。)を作成し、法第199条第9項の規定により区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、法第199条第10項の規定により、監査結果の報告に添えて区の組織及び運営の合理化に資するための意見を提出することができる。

3 監査委員は、法第199条第11項の規定により、監査結果の報告のうち特に必要があると認める事項について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、法第235条の2第3項の規定により区議会及び区長に提出するものとする。

5 監査委員は、決算等審査及び健全化判断比率審査を終了したときは、区長に意見を提出するものとする。

(監査結果の報告等への記載事項)

第18条 監査委員は、監査結果の報告等には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、監査等の種類及び内容により必要がないと認めるときは、第4号及び第5号に規定する事項を省略することができる。

この基準に準拠している旨

監査等の種類

監査等の対象

監査等の着眼点

監査等の実施内容

監査等の結果

前各号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項

2 監査委員は、前項第6号の監査等の結果には、次に掲げる事項を記載するものとする。

監査等の種類に応じ、重要な点において第4条各号に定める事項が認められるとき又は認められないときは、それぞれその旨

是正又は改善が必要である事項を認めたときは、その内容

前2号に掲げるもののほか、監査委員が必要と認める事項

3 監査委員は、前項第2号に規定する事項を記載するに当たっては、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第19条 次に掲げる事項は、監査委員の合議による。

監査結果の報告の決定

監査結果の報告に添える意見の決定

監査結果の報告に係る勧告の決定

決算等審査に係る意見の決定

健全化判断比率審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査結果の報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項があるときは、法第199条第13項の規定により、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を区議会、区長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに、これを公表するものとする。

(監査結果の公表)

第20条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

監査結果の報告の内容

監査結果の報告に添える意見の内容

## 監査結果の報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第21条 監査委員は、監査結果の報告を提出した者から措置の内容の通知を受けたときは、法第199条第14項の規定により、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査結果の報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けたときは、法第199条第15項の規定により、当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、監査結果の報告を提出した者及び監査結果の報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

(公表方法)

第22条 第19条第2項、第20条並びに前条第1項及び第2項の規定による公表は、区役所の門前掲示場への掲示により行う。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。